

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 現物給与ってどんなもの？

Q : 現物給与という言葉をよく聞きます。どのようなものをいうのでしょうか。

A : 金銭以外の物品や権利その他経済的な利益を現物給与とっています。

【解説】

源泉徴収の対象となる給与は、一般的には金銭で支払うこととなりますが、金銭以外の物品や権利その他経済的な利益により收受するものも含まれることになっています。これを一般に現物給与といい、次のようなものがあります。

- (1) 会社の製品や商品などの値引販売とか、食事の無償支給による利益のほか、会社から有価証券や不動産の低額譲渡を受けたことなどによる利益
- (2) 低額の家賃で社宅の貸与を受けたことによる利益
- (3) 会社から無利息又は低利で厚生資金や住宅資金の貸し付けを受けたことによる利益
- (4) 会社の保養所や理髪室などの福利厚生施設を無償又は安い料金で利用したことによる利益
- (5) 会社から借り入れた厚生資金などの返済を免除されたことによる利益や、個人が負担すべき税金を会社に負担してもらったことによる利益

ちなみに、現物給与については、金銭給与と異なり選択性に乏しいことや換金が困難であること、福利厚生側面も有していることから、一定のものについては課税対象外とされるなど税務上の取扱いが設けられています。

